

(介 39)

令和元年 6 月 17 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の
減免措置に対する財政支援の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いにつきましては、利用料の支払い免除や保険料の減免措置が行われてまいりましたが、当該措置につきまして、本年 6 月末をもって終了する旨の事務連絡が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、本年 7 月 1 日以降は、被災前と同様の取扱いとなり、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令に規定されている要件を満たす場合には、特別調整交付金の交付対象となります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて

(令元. 6. 11 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)



事務連絡
令和元年6月11日

高知県地域福祉部
鳥取県福祉保健部
広島県保健福祉部
岡山県保健福祉部
京都府健康福祉部
兵庫県健康福祉部
愛媛県保健福祉部
岐阜県健康福祉部
島根県保健福祉部
福岡県保健医療介護部
山口県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の
減免措置に対する財政支援の取扱いについて

平成30年7月豪雨により被災した介護保険の被保険者に対する保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の延長については、「平成30年7月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」（平成31年2月18日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「2月18日事務連絡」という。）においてお示したところですが、令和元年7月1日以降における取扱いについて、下記のとおりとしました。当該内容について御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 2月18日事務連絡においてお示したとおり、
- ① 第一号保険料については、平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用された市町村（以下「災害救助法適用市町村」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第142条に基づき、平成30年7月豪雨の被災者（以下「被災者」という。）に係る平成31年4月2日から令和元年6月30日までの間に普通徴収の納期限が到来する第一号保険料（特別徴収の場合にあ



- っては同期間に特別徴収される第一号保険料) について減免を行った場合に、
- ② 利用料については、災害救助法適用市町村において、被災者に係る平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までのサービス提供分に係る利用料について、法第 50 条又は第 60 条の規定に基づき減免を行った場合に、
- それぞれその保険料、利用料の減免措置に対する財政支援を実施することとしている。
- また、当該財政支援が終了する本年 7 月 1 日以後の取扱いについては、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）第 7 条第 1 号又は 2 号の規定に該当する要件を満たす場合には、特別調整交付金の交付対象となるものである。

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 18 日

高知県地域福祉部
鳥取県福祉保健部
広島県保健福祉部
岡山県保健福祉部
京都府健康福祉部
兵庫県健康福祉部
愛媛県保健福祉部
岐阜県健康福祉部
島根県保健福祉部
福岡県保健医療介護部
山口県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の
減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の減免措置については、「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 30 年 7 月 19 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）等に基づいて行う減免措置に対し、平成 30 年度において特別な財政支援を行うこととしているところです。

今般、平成 31 年度における保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援を下記のとおり実施することとしましたので、内容を御了知の上、貴管内市町村において適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 31 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容等については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 第一号保険料の減免措置に対する財政支援について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 142 条に基づき、平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対して平成 31 年 4 月 2 日から同年 6 月 30 日までの間に普通徴収の納期限が到来する第一号保険料(特別徴収の場合にあつては同期間に特別徴収される第一号保険料)について減免を行った場合は、平成 30 年度と同様の財政支援を行う予定であること。

2 利用料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対して平成 31 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までのサービス提供分に係る利用料について、法第 50 条又は第 60 条の規定に基づき減免を行った場合は、平成 30 年度と同様の財政支援を行う予定であること。